



# 徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局  
法制文書課

定期第 2 5 0 号 令和 2 年 1 0 月 1 3 日 発行

## 目 次

### 【告示】

番 号	表 題	担当課名
6 2 3	瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があった件	環境管理課
6 2 4	同	同
6 2 5	指定自立支援医療機関を指定した件	障がい福祉課
6 2 6	指定自立支援医療機関の指定を更新した件	同
6 2 7	農用地利用配分計画を認可した件	農林水産総合技術 支援センター

徳島県告示第六百二十三号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 日亜化学工業株式会社

住 所 阿南市上中町岡四九一番地一〇〇

代表者 代表取締役 小川裕義

2 工場又は事業場

名 称 日亜化学工業株式会社 本社

所在地 阿南市上中町岡四九一番地

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十三号ホに規定する廃ガス洗浄施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年十月十三日から

令和二年十一月三日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第六百二十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第四項の規定により、その概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 申請の概要

1 申請者

名 称 徳島県厚生農業協同組合連合会

住 所 徳島市北佐古一番町五番一―二号

代表者 代表理事理事長 齋藤伸一

2 工場又は事業場

名 称 徳島県厚生農業協同組合連合会 阿南医療センター

所在地 阿南市宝田町川原六番地一

3 特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十八号の二イに規定するちゅう房施設、同号ロに規定する洗浄施設及び同号ハに規定する入浴施設

4 特定施設及び汚水等の処理に関する事項

二の縦覧の期間及び場所において、関係書類を備え置いて縦覧に供するとともに、徳島県危機管理環境部環境管理課ホームページにおいて公表する。

二 縦覧の期間及び場所

1 期間 令和二年十月十三日から

令和二年十一月三日まで

2 場所 徳島県危機管理環境部環境管理課及び阿南市市民部環境保全課

徳島県告示第六百二十五号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和二年十月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指 定
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社ナーシーズ	徳島市文六町文領一七四番地の一四	きりん調剤薬局羽ノ浦店	阿南市羽ノ浦町宮倉字羽ノ浦居内六四	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和二年十月一日

徳島県告示第六百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第六十条第一項の規定により、指定自立支援医療機関として次のとおり指定を更新した。

令和二年十月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定自立支援医療機関の開設者		指定自立支援医療を行う薬局		担当する	指定更新
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	医 療 の 種 類	年 月 日
株式会社イル力調剤薬局	板野郡北島町高房字百広花 二三一三	イル力調剤薬局	板野郡北島町高房字百広花 二三一三	育成医療（薬局） 更生医療（薬局）	令和二年十月 一日

徳島県告示第六百二十七号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一号）第十八条第一項の規定に基づき、農用地利用配分計画を認可したので、同条第七項の規定により次のとおり公告する。

令和二年十月十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住 所	所 在	面 積 (平方メートル)
株式会社草のや	板野郡松茂町広島字 北川向一ノ越八五番 地二	板野郡松茂町長岸字 南須一六番三ほか一 筆	八〇八・〇〇
株式会社四國生薬	三好郡東みよし町西 庄字三反地二一番地	三好郡東みよし町西 庄字高田二番一ほか 三筆	一、九九二・〇〇

二 認可年月日

令和二年十月十三日